

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	首都ウランバートル市内の 3 地区とウブスハンガイ県およびホブド県の公立学校において、特別な支援が必要な小学 5 年生に対して中学校への進学支援を行い、また、これらの子どもを受け入れるための学校の環境整備、中等教育学校卒業後の社会参加を支えるための、主に中学校教員に特化した能力強化、地域への啓発活動、政策提言を行うことで、特別な支援が必要な子どもが義務教育期間である 9 年間を通して、切れ目のない支援を受けられるようインクルーシブ教育体制を強化する ¹ 。
	In three districts of Ulaanbaatar city, and in Uvurkhangai and Khovd provinces of Mongolia, the project aims at strengthening inclusive education practices throughout the nine years of compulsory education period in public schools. This project aims to achieve this by building the readiness of and providing support to the fifth-grade special needs children during the transition period into junior high school from primary school, by enhancing the school environment for and building the capacity of junior high schools and their teachers in support of inclusive education, and by supporting awareness-raising activities and policy advocacy to promote inclusive education throughout the country.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) モンゴルにおける一般的な開発ニーズ 1. 人口および人間開発指数 モンゴルの人口は、2018 年時点で 3,238,479 人²、このうち 0 歳から 24 歳の人口は全体の約 46%で、全人口のおよそ 3 分の 2 (64.1%) が 35 歳以下であり、若い世代が人口の大半を占めている³。各国を平均余命、教育および所得で統合的に測る国連の「人間開発指数」では、モンゴルは 1990 年の 0.583 (中の評価レベル) から徐々に向上しており、2018 年は 0.735 (高い評価レベル) となっている⁴。 2. 教育現場の現状と課題 2018 年から 2019 年にかけて、小学校から高等学校に在学した子どもは 611,594 人であった⁵。初等教育の純就学率は 96.5%、修了率は 98.5%と、比較的高い数字が達成されている⁶。一方で、教育へのアクセスや中途退学については未だに課題が存在する。 モンゴルにおける中等教育の純就学率と修了率の男女別の内訳をみると、女子生徒の純就学率 94.7%および修了率 95.6%に対し、男子生徒の純就学率は 91.5%および修了率は 89.3%となっている⁷。学年が上がるにつれて、保護者の女子に対する進学への関心が高くなり、男子は家業の手伝いなどを理由に中退することが多くなるため、

¹ 本事業において「特別な支援が必要な子ども」とは、障害に限定せず、ジェンダー、言語、宗教、国籍、貧困などを理由に、必要な教育的支援を十分に受けられていない子どもたちのことを指す。また、「インクルーシブ教育」は、教職員の教授法や教育制度の変革によって、特別な支援が必要な子どもが個別のニーズに合った支援を受けることで、他の子どもたちと同等に質の高い教育にアクセスできることを指す。

² UNDP, Human Development Report 2019, 'Beyond income, beyond averages, beyond today: Inequalities in human development in the 21st century', p.304

³ Mongolian Institute for Educational Research (MIER), <http://www.mier.mn/> (2019/12/27)

⁴ UNDP, Human Development Reports, [http://hdr.undp.org/en/countries/profiles/MNG\(2019/12/27\)](http://hdr.undp.org/en/countries/profiles/MNG(2019/12/27)). この数字では、モンゴルは世界平均よりは 0.004 高く、東アジア・太平洋地域では 0.006 低いこととなる。

⁵ UNESCO, <http://uis.unesco.org/en/country/mn> (2020/02/18)

⁶ UNICEF, 'Mongolia, Social indicator sample survey-2018, infographic', 2018.

⁷ Ibid

その差が広がってしまう⁸。よって、中等教育におけるジェンダーの平等の観点では、男子生徒の就学率の改善が課題となる。

地理的・言語的特性としては、モンゴルの地方都市では、競馬の騎手になる子ども、チベット仏教僧になる子ども、家計を支えるために遊牧や農耕をする子どもがおり、年を重ねるにつれて学校へ通わなくなる子どもがいることが分かっている。また、モンゴル総人口の約 14%を占める言語や文化的風習が異なる少数民族の子どもたちは、自身の言語と公用語であるモンゴル語の両方を学校で学ぶことに困難を抱えており、中途退学や学業不振に陥ることも指摘されている⁹。

障害児と教育の問題としては、2019 年には、おおよそ 2,405 人の障害児が、学校やその他教育施設に在籍しておらず、教育へのアクセスが阻まれているとユネスコは報告している¹⁰。理由としては、差別や偏見を恐れて親が子どもを家から出させない、重度の障害または病気のため家から出ることができない、学校で教師や級友からいじめや嫌がらせを受けて通えなくなる、学校の設備や体制が障害を持つ子どもを受け入れるために整っていないなどの理由がある。

上記の通り、様々な理由で学校に就学できない、または不登校に陥る子どもたちが多数存在し、子どもが中学校、高等学校へと進学するにつれこのような課題は深刻化し、進学率に多大な影響を与えている。

教育セクターにおけるモンゴル政府の課題対策：

モンゴルには現在、首都ウランバートル市内に 6 つの特別学校が存在するが、政府としては、2016 年に、今後特別学校の増設は行わず、障害を持った子どもたちは通常学校で学べるようにするという方針を打ち出している。2018 年には、モンゴル教育文化科学スポーツ省の主導により、「個別教育計画作成方法（教育大臣令、A/155）」と「学校教育における子どもと学びの質を評価する規則（教育省大臣令、A/495）」などの学習カリキュラム・評価に関するガイドラインの改訂が進んだ。さらに、2019 年、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（当会）の先行事業にて現場のニーズに合うよう働きかけを行った、「障害のある子どもを公立学校で受け入れる際の規則（教育大臣令、A/292）」、「公立学校および幼稚園で障害のある子どもを担当する教員への手当の支給（モンゴル国内閣決議、145 号）」や「公立学校において、特別なニーズを持つ子どもの発達支援を促すリソース・ルーム（教育大臣令、A/249）」など、新たな法令や規則が定められた。その後、「教育施設における特別なニーズを持つ子どもに対する適切な学習環境整備や補助教材の供与」の規程案が作成され、現在その内容が審議中である。

（イ）申請事業の内容および事業地の背景

当会は、2018 年より、「誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業」（日本 NGO 連携無償支援協力事業）を実施している。これまでの成果として、1) 対象小学校および生涯学習センター（LLEC）で教職員のインクルーシブ教育について理解と実践力が向上した、2) 対象となる子どもたちの情報共有を通じた、子どもに対する個別支援の実践力を強化したことで、生涯学習センターから通常学校へと編入する生徒数が以前と比べて増加した、3) 非就学児の特定に向けたデータ収集の改善を支援したことにより、公式データに存在しない子どもたちの特定が適切に行えるようになった、の 3 点が挙げられる。

一方で、この事業の実施を通し、特別な支援が必要な子どもが中学校へ進学の際の引継ぎや支援体制、中学校におけるインクルーシブ教育の物理的、心理的環境整備の不足と

⁸ Ibid

⁹ Independent Research Institute of Mongolia (IRIM), 'Supporting inclusive education project, final report', 2019.

¹⁰ UNESCO, 'Education in Mongolia, Education policy review report', 2019.

いった課題が見えてきた。また、中学校の教職員および保護者のインクルーシブ教育に対する理解や支援が不十分である、労働や福祉などの関係団体との連携が不足しているといった声が、現場の教職員から幾度もあげられてきた。以下、特別な支援が必要な子どもが中学校へ進学する際、また進学後に直面する様々な課題を説明する。

1. 中学校におけるインクルーシブ教育の実状

2017 年の中学校の就学率が 97.5%であるのに対し、修了率は 82.7%であった。この数値から、4 年間の中学校生活のなかで何らかの理由で学校を中途退学し、義務教育を修了できない子どもたちが一定数存在することが分かる¹¹。また、男子生徒の中途退学が女子生徒よりも多く、2018 年には、女子生徒の修了率は 95.6%だったのに対し、男子生徒は 89.3%であった¹²。ウランバートル市の 3 地区、ウブスハンガイ県およびホブド県において、当会が実施した調査によると、中学校学齢期の中途退学生徒は 89 人、これまで義務教育を一切受けていなかった同年代の子どもたちは 44 人におよび、計 133 人の非就学児がいることが分かった。うち 60 人はなんらかの障害を持っていることも明らかになった。

特別な支援が必要な子どもに関する情報の引継ぎ業務・体制の欠如：

現行事業下で行った対象校における教職員の聴き取りから、特別な支援が必要な子どもの情報に関して、小学校から中学校への引き継ぎが一切実施されていないことが判明した。インクルーシブ教育の実践では、引き継ぎの際、特別な支援が必要な子どもたちに対して個別の配慮や指導法などの情報が記録された「個別指導計画」の引き継ぎ業務が重要となるが、中学校教職員は、個別指導計画の目的、作成や使用方法を理解し実施していないことが分かった。さらに、モンゴルの中学校ではクラス担任制ではなく教科別担任制となるため、一人ひとりの子どもの発達状況を包括的に理解し、個々人のニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする時間の確保も難しくなるという実態が明らかになった。

特別な支援が必要な子どもが直面する学習面での困難：

モンゴルでは、小学校の最終学年は 5 年生である。その 5 年生を修了する時点で、小学校で学び残しがある子どもが中学校へ進学すると、学習面でさらなる遅れが生じ、中途退学するケースがある。ユニセフが 2018 年に 5 歳から 17 歳の子どもに対して実施した全国調査によると、5 年生の時点で基本的な読み書き能力を身につけた子どもは約 67%、基本的な計算能力を身につけた子どもは約 61%にとどまることが分かった¹³。また、モンゴルの中学校では教科は 16 教科以上に増え、学習内容も増加する。さらに、モンゴルでは、義務教育期間において教科書が完全に無償ではなく、貧困家庭の子どもが中学校で必要な教科書を購入できないといった課題もある。加えて、中学校最終学年である 9 年生で実施される全国統一テストは、モンゴル語で実施され、モンゴル語が母国語でない少数民族の子どもや、学習障害を持ち、特別な配慮が必要な子どもにとっては大きな困難が伴う。

中学校教職員のインクルーシブ教育への理解不足：

現行事業において、中学校の教職員はこれまでインクルーシブ教育について職場研修などを受講しておらず、理解不足が顕著なため、特別な支援が必要な子どもに対して適切な支援をしていないばかりか、時には暴言を浴びせたり罰を与えたりするなど、当事者である子どもたちに対して心理的な圧力を与えてしまうといったことが明らかになった。加えて、特別な支援が必要な子どもやその他の子どもの学びの評価方法に

¹¹ UNESCO, 'Education in Mongolia, Education policy review report', 2019

¹² UNICEF, 'Mongolia, Social indicator sample survey-2018, infographic', 2018

¹³ UNICEF, 'Mongolia, Social indicator sample survey-2018, infographic', 2018

についての中学校教職員間の理解は均一ではなく、現状では、各中学校教職員の裁量に任せて対応されている。

子どもの心理的なサポートの不足：

思春期は子どもにとって心身の変化で不安定になりがちな時期である。モンゴルの小学校では、多くの場合、5年間同じ教師が担任であるのに対し、中学校では教科別担任制になり、複数の教員とのコミュニケーションに困難を感じる子どももいる。また、思春期の変化について、学校で早期に正しい知識を与えることがないまま、一人で悩んだり、時には望まない妊娠に至ったりすることもある。実際、モンゴルにおける十代の妊娠は、都心部および地方共に、2010年に約38%、2013年に約40%、2018年に約43%と、年々増加傾向にある¹⁴。さらに、ウブルハンガイ県教育委員会が2017年に十代の子どもを対象に実施した調査によると、薬物、アルコール、たばこを頻繁に使用している子どもたちが少なからずいることが明らかとなった¹⁵。各学校にはスクール・ソーシャルワーカーが一人以上配置されているが、思春期の特別な支援を必要とする子どもたちを支援するための適切なガイダンスもなく、十分に役割を果たせていないのが現状である。

2. 家庭の状況や保護者の理解

一度中途退学した子どもを学校に再編入させるために重要なのが、保護者の理解と子どもに対する支援であるが、これまでの事業で、子どもが中学校に上がると保護者の子どもの学習や発達状況についての関心が薄くなる傾向があり、思春期の子どもへの家庭での適切な支援がなされていないことも明らかとなった。

心身の健康についての家庭教育の不足：

特別な支援が必要な子どもの中には、学校に汚れた服装で通学するなど、本来家庭で対応すべき基本的な習慣が身についていない子どもがいる。また、家庭での学習習慣を身につけるのに困難を抱えているといった声が多く、多くの保護者から多く寄せられた。ユニセフが行った調査では、オンライン上でのいじめや犯罪に巻き込まれる子どもも多数いることが報告されており、デジタルデバイスを使用する際の危険性について保護者や子どもの理解の向上も必要になってきている。

家庭内暴力やネグレクト：

中学校に通う特別な支援が必要な子どもたちの中には、保護者のアルコール依存、家庭内暴力やネグレクトなどで学校生活に支障をきたす子どもが存在する。また、ウブルハンガイ県とホブド県の教職員への聴き取りから、遊牧民の子どもへの保護者の中には、子どもの教育は小学校で十分で、その後は遊牧をするために働くべきであるという考えを持つ保護者が一定数存在することも判明した。加えて、家庭の事情で地方へ一時的に引っ越しし、都市に戻るまでの間は、子どもを長期間学校に通わせない家庭もある。これら家庭内の多様で複雑な事情を把握した上で、中等教育におけるインクルーシブ教育の推進に努める必要がある。

3. 中学校におけるインクルーシブ教育政策の不備

政府はインクルーシブ教育を実践するため各種規程を発令しているが、未だ規程やガイドラインの不備および実践の不足があり、特別な支援が必要な子どもが就学前から学齢期、さらには社会参加に至るまでの一貫した教育支援体制の不足と、現場教職員の知識やスキル不足が課題としてある。

個別指導計画の就学前から社会参加に至るまでの継続的な引継ぎ：

¹⁴ UNICEF, 'Mongolia, Social indicator sample survey-2018, infographic', 2018

¹⁵ Uvurkhangai province LLEC, 'Research on peer bullying among Uvurkhangai school children', 2017.

	現状では、個別指導計画はそれぞれの学級や教師のもとで管理されているだけで、学校間や学年間で共通の、体系的な制度が構築されていない。加えて、インクルーシブ教育および個別指導計画の作成方法についての職場研修は、中学校教職員に対しては提供されておらず、よって、現場での実践には至っていないとの指摘があった。また、中学校では将来の進学や就職といった点も見据えて個別指導計画を作成し、特別な支援が必要な子どもが社会参加に至るまで適切に労働や福祉分野の関係機関と連携して支援する必要があるが、現状はこのような制度が構築されていない。さらに、個別指導計画を通しての特別な支援を持つ子どもの幼・小・中・高の一貫した支援、中学校でのインクルーシブ教育の実施に関する教授法や予算に関する規程が不十分な状況である。					
	●「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関連性 本事業は、SDGs が掲げる目標 4.「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」および目標 10.「各国内及び各国間の不平等を是正する」のうち、4.1「2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」、4.5「2030 年までに、教育におけるジェンダー格差をなくし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」、4.a「子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする」、10.2「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する」、10.3「差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する」に合致している。					
	ジェンダー 平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災
	2:主要目標	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外
	栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化
	0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
	●外務省の国別開発協力方針との関連性 日本政府は、2012 年 5 月より、「経済協力の方針として持続可能な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援」していくことを掲げている（「政府開発援助に関する中期政策」平成 17 年 2 月 4 日）。本政策の、対モンゴル国国別援助方針の重点分野 2「全ての人が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援」の「基礎的社会サービスの向上（開発課題 2-2）」には、「経済成長が全ての人が恩恵を受ける公正な成長に結びつくよう、保健医療、教育等の基礎的社会サービスの質とアクセスの改善と、貧困層に配慮した社会保障制度の改善を図る」と表明してある。この政策方針は、本申請事業の目標と活動内容に合致している。					
	●「T I C A D V I および T I C A D 7 における我が国取組」との関連性 本申請事業の対象地はアジア地域であるため、該当しない。					
(3) 上位目標	モンゴル国の義務教育期間において、一貫した継続的なインクルーシブ教育システムが構築されることで、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加が促進される。					

(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	ウランバートル市 3 地区とウブスハンガイ県、およびホブド県において、特別な支援を必要とする第 6 学年から第 9 学年の子どもたちが、義務教育期間である 9 年間を通して個々のニーズに応じた指導や教育支援を継続的に受けられるようになる。 (今期事業達成目標) ウランバートル市 3 地区とウブスハンガイ県、およびホブド県の対象公立学校において、インクルーシブ教育の小中連携の基礎が築かれる。
(5) 活動内容	活動 1. 特別な支援が必要な小学校 5 年生の中学校進学に向けた支援 活動 1 の目的は、対象公立小学校に通う特別な支援を必要とする 5 年生が、教職員の支援を得て中学校へ進学することが可能となり、そのための体制が具体化することによって全国公立学校のモデル校となることである。小学校教職員は、5 年生に対して中学校での勉強に遅れを取らないよう学習面での準備を支援し、中学校教職員は、中学校進学前のオリエンテーションや、5 年生と中学校生徒との交流活動を支援し、心理面での準備を行う。これらを通し、全国の公立小中学校でインクルーシブ教育における小中連携の基礎を築く。下記、年次ごとの活動の概要である。 1 年目：対象の公立小学校 8 校のベースライン調査、5 年生を対象とした準備プログラムの開発と実施、生徒主導の小学生と中学校との交流活動制度のモデル活動を確立する。なお、対象校は、当会職員が、行政区と県の教育課職員との協議を経て、「家庭の脆弱性」「生徒の脆弱性」「同分野における過去の活動実績」「当事業への協力体制の有無」といった項目¹⁶を基準に選定する予定である。 2 年目：対象の公立小学校、中学校を 16 校に拡大し、1 年目の対象 8 校は、1 年目の事業内容の実践を強化し、新たに対象となった 8 校へ普及させる。 3 年目：1 年次と 2 年次の対象公立小学校 16 校のエンドライン調査を実施し、事業介入前後の変化を測る。対象の公立小学校 16 校が、対象ではない 32 校とパートナーシップ協定を結び、1 年目、2 年目の学びをもとにパートナー校および全国の公立学校に向けて普及活動を実施する。 1 年目の詳細な活動内容は以下の通り： 1.1. 対象の公立小学校のベースライン調査 当会職員と研究や調査を専門とするコンサルタントが、対象の公立小学校 8 校の 5 年生の中学校進学に向けた支援についてのベースライン調査を実施する¹⁷。 1.2. 特別な支援を必要とする 5 年生を対象とした準備プログラムの開発と研修の実施 1.2.1. 研修教材の開発 (教員用) 当会職員と生涯学習センター職員が、中学進学準備プログラムのための公立小学校の教員向け研修教材を開発する。研修教材は、学習面、生活面、心理面での中学校進学準備や心構え、学校の役割、非就学児へのアウトリーチ、引き継ぎ体制の整備について扱う。また、当会が開発し、既に使用されている 1 年生から 3 年生の補習教材¹⁸と併せて、学習の遅れがある 5 年生向けの補習授業で使用するための、4 年生、5 年生の補

¹⁶ これらの項目は、2019 年 5 月に定められた「障害のある子どもを通常学校で受け入れる際の規則(教育大臣令、A/292)」をもとに、特別な支援が必要な子どもの脆弱性や学校側の協力体制の程度を測るために、当会が作成した。

¹⁷ この活動は、活動 2.1.、3.1.、4.1. と併せて実施する。

¹⁸ 当会が 2012 年から 2017 年の間に実施した Japan Social Development Fund (JSDF) 事業「モンゴルの地方に住む最も脆弱な子どものための教育改善事業」において生涯学習センター教職員と連携して開発した、地方に住む 8 歳から 10 歳の非就学児に向けた補習教材は、現在も生涯学習センターで活用されている。同教材は、小学校第 1 学年から第 3 学年までのモンゴル語と算数を、子どもが保護者の支援を得ながら家庭で学ぶためのものである。

習教材を開発する。

1.2.2. 指導者研修

活動 1.2.1. で開発した公立小学校の教員向け研修教材を使用し、当会職員とコンサルタント 5 人が、ウランバートル市において 2 日間、1 回の指導者研修を実施する。研修には、ウランバートル市、ウブスハンガイ県、ホブド県の対象校 8 校、政府関係者、地区教育課代表の計 32 人が参加する。指導者研修を受講した教員の代表が各学校に戻り、他職員に一般研修として研修内容を普及するカスケード方式を取る。指導者研修に参加する教員研修担当は、クラス担任ではなく、校内の教員の能力強化に携わる業務を担っているため、研修のファシリテーションスキルを有している。現行事業では、このような人材を効果的に使用し、研修内容の普及を図り、一般研修の前後に行った理解度を測るテストでは 90%以上の教員がインクルーシブ教育の理解の向上が見られた。この実績を踏まえ、本事業でも同様のカスケード形式を取る。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

1.2.3. 一般研修

活動 1.2.2. の指導者研修を受講した 29 人が講師となり、上記研修で習得した内容についてウランバートル市、ウブスハンガイ県、ホブド県の各対象校で小学校 4 年生と 5 年生の教職員 99 人に向けて 2 日間、1 回ずつ一般研修を実施する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

1.2.4. 補習教室の実施

活動 1.2.3. の一般研修を受講した 99 人が、ウランバートル市、ウブスハンガイ県、ホブド県の各対象校で小学校 4 年生と 5 年生の学習に遅れのある生徒に向けて、1 週間に 2、3 時間、放課後教室を実施する。これにより、学習に遅れのあった生徒が、小学校での学習内容の基礎を身に付けた上で中学校に進学することができる。参加する生徒が学習の際に使用する予備の筆記具やノートなどの文房具も提供する。

1.3. 5 年生の子どもが中学校へ進学する前後の生徒主導の交流活動

1.3.1. 生徒向けガイドブックの開発

中学校の生徒会が主導して、中学校の学習や学校生活の紹介をするなど、5 年生が不安なく中学校に進学できるようサポートしていくためのガイドブックを開発する。

1.3.2. 生徒向けワークショップの実施

中学校の生徒会が、新しく入学する生徒に対するサポートを自主的に計画、実施していくことができるよう、活動 1.3.1. で開発したガイドブックを使用し、生徒会メンバー、生徒会活動を支援するソーシャルワーカー、教職員ら計 144 人（各校 18 人、対象 8 校）の能力強化を行う。コンサルタント 2 人が、ウランバートル市、ウブスハンガイ県、ホブド県の各対象校にてワークショップを 1 日間、1 回実施する。その後、ワークショップに参加した生徒会メンバー、ソーシャルワーカーと教職員 144 人が、各対象校計 225 人の生徒に向け 1 日間、1 回普及ワークショップを開催する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

1.3.3. 交流活動の実施

活動 1.3.2. のワークショップに参加した生徒会メンバーを中心として、対象公立小学校と中学校間で生徒主導の交流活動を実施し、進学したばかりの 6 年生に向けた学

習や学校生活の定期的な情報提供や上級生との交流活動を定期的に行う。交流の際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

1.4. 引き継ぎ体制の整備

1.4.1. 一般研修

活動 1.2.2. の指導者研修を受講した教職員 29 人が、各対象校にて、計 99 人の教職員に向けて非就学児へのアウトリーチおよび引き継ぎ体制の整備に関する一般研修を 1 日間、1 回開催する。研修後、一般研修を受講した参加者は、非就学児のアウトリーチ、特別な支援が必要な子どもに関する個別指導計画や、家庭状況および保健情報などの基本情報の管理体制と、5 年生教職員から 6 年生教職員への引き継ぎ体制を確立する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

活動 2. 公立中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備

活動 2 の目的は、対象となる公立中学校が、インクルーシブ教育システムの確立に必要な環境を整備することで、全国公立学校のモデル校となることである。特別な支援が必要な子どもへの個別指導計画や、家庭状況および保健情報の小学校から中学校への管理・引き継ぎ体制を確立する。また、中学校において生徒の発達支援や家庭との連携を担うスクール・ソーシャルワーカーの能力強化を実施する。下記、年次ごとの活動の概要である。

1 年目：対象の公立中学校 8 校のベースライン調査、中学校でインクルーシブ教育を推進するための環境整備、特別な支援を必要とする子どもの引き継ぎ制度のモデル活動を確立する。

2 年目：対象の公立中学校を 16 校に拡大し、1 年目の対象 8 校は、1 年目の事業内容の実践を強化し、新たに対象となった 8 校へ普及させる。

3 年目：1 年次と 2 年次の対象公立中学校 16 校のエンドライン調査を実施し、事業介入前後の変化を測る。対象の公立中学校 16 校が、対象ではない 32 校とパートナーシップ協定を結び、1 年目、2 年目の学びをもとにパートナー校および全国の公立学校に向けて普及活動を実施する。

1 年目の詳細な活動内容は以下の通り：

2.1. 対象の公立中学校のベースライン調査

当会職員とコンサルタントが、対象の公立中学校 8 校の特別な支援を必要とする子どもの支援体制や学校環境についてのベースライン調査を実施する¹⁹。

2.2. 中学校教職員向けインクルーシブ教育研修教材の開発と研修の実施

2.2.1. 教職員向け研修教材の開発

当会職員とコンサルタントが、特別な支援を必要とする子どもに配慮した学校での物理的・心理的・学習面での環境整備についての研修教材を開発する。研修教材は、教科ごとの個別指導計画の立て方や実施方法、保護者との連携、学習環境の整え方、生徒の心理的支援の方法などについて取り扱う。

2.2.2. 指導者研修の実施

¹⁹ この活動は、活動 1.1.、3.1.、4.1. と併せて実施する。

活動 2.2.1. で開発した教材を使用し、当会職員代表 2 人と国立教育大学、国立教育機関、特別学校から各 1 人の計 5 人が講師となり、ウランバートル市、ウブスハンガイ県、ホブド県の対象公立中学校教職員 32 人を対象に、ウランバートル市にて 2 日間 1 回の指導者研修を実施する。指導者研修を受講した教員の代表が各学校に戻り、他職員に一般研修として研修内容を普及するカスケード方式を取る。指導者研修に参加する教員研修担当は、クラス担任ではなく、校内の教員の能力強化に携わる業務を担っているため、研修のファシリテーションスキルを有している。現行事業では、このような人材を効果的に使用し、研修内容の普及を図り、一般研修の前後に行った理解度を測るテストでは 90%以上の教員がインクルーシブ教育の理解の向上が見られた。この実績を踏まえ、本事業でも同様のカスケード形式を取る。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

2.2.3. 一般研修の実施

指導者研修を受講した教職員 32 人が講師となり、上記研修で習得した内容について、公立中学校教職員計 467 人を対象とし、各対象校にて、2 日間 1 回の一般研修を実施する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

2.3. 研修内容の実践、コンサルテーションとモニタリング

2.3.1 研修内容の実践

活動 2.2.2. と 2.2.3. の研修を受講した公立中学校教職員が主導して、担任教師による個別指導計画の作成と実施、保護者との連携、学習環境の整備、生徒の心理的支援など、研修で学んだ内容を実践する。参加者が研修内容を実践する際に必要なペン、色紙やテープなどの文房具も提供する。

2.3.2. コンサルテーションとモニタリング

当会職員、コンサルタントとインクルーシブ教育調整委員会メンバー（ウランバートル市と地方）が、学校現場での実践的助言とモニタリングを行う。コンサルテーションでは、現場のニーズに合わせて実践的研修や会合を実施する予定だが、その際、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、モニタリング活動に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。コンサルタントの実践的研修に参加する者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

2.4. 日本へのスタディツアーの実施

公立学校教職員が中学校レベルにおけるインクルーシブ教育の実践について理解を深めるために、中学校教職員、教育委員会、教職員養成機構、生涯学習センター、教育省の代表計 7 人と通訳 1 人が、実績のある日本の中学校、フリースクール、特別支援学校などの教育施設の授業観察、学校環境の見学や教育関係者への聴き取りを計 7 日間にかけて実施する。その後、参加者はスタディツアーでの学びを事業ワーキンググループやインクルーシブ教育調整委員会で共有・普及させる。

2.5. 子どもにやさしい学習教材の供与と環境整備

2.5.1. 学習環境および物理的環境整備

学習環境改善のための子どもにやさしい発達支援セット（教職員が授業に使用するプロジェクター、パソコン、プリンター、ラミネーターやペーパーカッターなどの資

	機材や中学校生徒向け発達支援のための玩具、電子本、CD プレーヤー、ボールなどの学習教材)を対象中学校 8 校に 1 セットずつ供与する。また、1 年次は、対象校で障害を持つ子どもが使用しやすいトイレ、校内の手すりやスロープの設置、通学路や学校の入り口の調査を実施し、2 年次以降にこれらの整備を行い、学校の物理的環境を改善する。 2.5.2. 子どもにやさしい発達支援セット活用のための研修教材の開発 中学校の生徒を支援する教職員、スクール・ソーシャルワーカー向けの、事業で供与する子どもにやさしい発達支援セットを特別な支援な子どもに向けて活用するための実践的な研修教材を開発する。 2.5.3. 研修の実施 活動 2.5.2. で開発した教材を使用して、ウランバートル市では 1 日間、1 回、ウブスハンガイ県、ホブド県それぞれの対象地では 4 日間、1 回、4 人のコンサルタントが講師となり、対象 8 校の教職員、スクール・ソーシャルワーカー 30 人に向けて研修を実施する。会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、参加者が研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子の提供をする。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。 2.5.4. 発達診断テストの普及研修の実施 モンゴル国立教育大学の代表が、ウランバートル市にて、対象 8 校の教職員、対象地 5 か所の発達診断委員会²⁰、教職員養成機構、国立教育大学、国立リハビリテーションセンター代表計 21 人に向けて、田中ビネー知能検査モンゴル版²¹の普及研修を 3 日間、1 回実施する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。 活動 3. 保護者の子育て支援 活動 3 の目的は、対象の公立学校と生涯学習センターに通う子どもの保護者および非就学児の保護者が、子どもの心身の健康や教育を促進するための知識を身につけ、子どもにとって肯定的で前向きな子育てができるようになること、そのためのモデル支援活動を確立することである。下記、年次ごとの活動の概要である。 1 年目：対象の公立学校 8 校で 5 年生と 6 年生の子どもを持つ保護者のベースライン調査、保護者の子育て支援教材の開発と支援制度のモデル活動を確立する。 2 年目：対象の公立学校を 16 校に拡大し、教職員や保護者主導の地域での啓発活動を実施する。 3 年目：1 年次と 2 年次の対象公立学校 16 校で 5 年生と 6 年生の子どもを持つ保護者のエンドライン調査を実施し、事業介入前後の変化を測る。対象の公立学校 16 校の教職員や保護者が、1 年目、2 年目の学びをもとに全国の公立学校保護者に向けて啓発活動を実施する。 1 年目の詳細な活動内容は以下の通り： 3.1. 対象の公立小・中学校の保護者向けベースライン調査 対象の公立学校 8 校で 5 年生と 6 年生の子どもを持つ保護者および非就学児の保護者向けベースライン調査を実施する²²。
--	--

²⁰ 子どもの障害を診断する機能を持ち、保護者や教職員および医療関係者が連携して、初期の段階から子どもの特性に見合った支援を目指す委員会である。

²¹ 2020 年に完成した、モンゴルでは初めての知能検査。名古屋大学とモンゴル国立教育大学が共同開発した。この検査を普及させることは、モンゴルでの発達支援教育を後押しすることとなる。

²² この活動は、活動 1.1.、2.1.、4.1. と併せて実施する。

3.2. 教職員向け保護者支援のための研修開発とワークショップの実施

3.2.1. 教職員向け保護者支援教材の開発

保護者や保護者が、思春期の子どもがいる家庭で心理的な支援や学習支援を行えるよう、教職員が保護者や保護者会の能力を強化するための指導教材をコンサルタントが開発する。

3.2.2. 教職員向け指導者ワークショップの実施

上記教材を開発したコンサルタント 2 人が講師となり、対象公立学校 8 校の教職員 29 人を対象に、上記教材の内容について、ウランバートル市にて 1 日間 1 回の指導者ワークショップを実施する。指導者研修を受講した教員の代表が各学校に戻り、他職員に一般研修として研修内容を普及するカスケード方式を取る。指導者研修に参加する教員研修担当は、クラス担任ではなく、校内の教員の能力強化に携わる業務を担っているため、研修のファシリテーションスキルを有している。現行事業では、このような人材を効果的に使用し、研修内容の普及を図り、一般研修の前後に行った理解度を測るテストでは 90%以上の教員がインクルーシブ教育の理解の向上が見られた。この実績を踏まえ、本事業でも同様のカスケード形式を取る。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、研修に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子の提供をする。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテーブルなどの文房具も提供する。

3.2.3. 教職員向け一般ワークショップの実施

活動 3.2.2. の指導者ワークショップに参加した 29 人が講師となり、上記研修で習得した内容について、467 人の教職員に向け、各対象校にて 1 日間 1 回の一般ワークショップを開催する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、ワークショップ活動に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテーブルなどの文房具も提供する。

3.2.4. 保護者会能力強化のための会合

活動 3.2.2. の指導者研修に参加した 29 人の教職員が、研修で習得した内容について、各対象校の各担当クラスにおいて 1 日間 1 回、保護者会代表計 900 人に共有し、保護者会の能力強化をする。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者がグループワークの際に必要なペン、紙やテーブルなどの文房具も提供する。

3.2.5. 実践

保護者会メンバーが主体となって、活動 3.2.2.、3.2.3. の学びをもとに、各対象校において子どもの心理的な支援についての啓発イベントや学習面の家庭でのサポートについての講演会などを実施するための計画を立て、教職員がその活動を支援する。講演会などの実施の際に参加者が使用する筆記具、紙やテーブルなどの文房具も提供する。

3.3. パートナーシップ活動

3.3.1. 障害児親の会の会合

対象地域 5 か所²³にて、APDC（現地 NGO、障害児親の会）の会合の開催や必要な資機材の供与、APDC のメンバー間での能力強化のための会合やワークショップを開催し、地域の当事者団体としての役割を強化する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテーブルなどの文房具も提供する。

²³ ウランバートル市それぞれの地区に 1 支部ずつ計 3 支部、ウブスハンガイ県とホブド県それぞれ 1 支部ずつ計 2 支部ずつ設置されている。

3.3.2. 分野横断専門家チーム、家庭子ども若者支援センターとの会合

子ども保護担当のソーシャルワーカー、医者や警察からなる分野横断専門家チーム（MDT）と県・区・市ごとに設置されている家庭子ども青少年開発局（AFCYD）代表が、各対象地域 5 か所にて、学校や保護者との連携について協議する会合を開催する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

3.3.3. イベント企画会合

活動 3.4.1.、3.4.2. の会合に参加した代表者、教職員、保護者が、地域の中での啓発活動イベントを企画する。

3.4. メディア報道と啓発活動**3.4.1. 啓発活動教材の作成**

啓発活動教材を 2,000 部作成し、各対象校、障害児親の会などの関係機関に配布する。これらの教材を利用し、教職員や保護者が、それぞれの対象地域の中で継続的かつ自主的にインクルーシブ教育の意義について啓発することが期待される。

3.4.2. メディア報道

ウランバートル市でメディア会社と連携し、テレビ、新聞、ラジオを通して、9 ヶ月間、定期的に事業活動について全国へと発信する。当会職員や当事者団体の APDC メンバーの協力を得て、メディア報道の契約を結んだメディアの会社が素材作成やメディアの掲載をするため、その費用を提供する。

3.4.3. ソーシャル・メディア・キャンペーン

ソーシャル・メディアを使用し、小中学校を通してのインクルーシブ教育の大切さや中学校で特別な支援が必要な子どもが直面する課題や支援についての啓発動画やポスターを作成し、事業内容の発信と普及を行う。素材作成を行うのは、ソーシャル・メディア上でのキャンペーン実施に長けた会社が実施する。事前・事後にオンライン上で対象者向けにアンケートを取り、キャンペーンの効果について測る予定である。

3.4.4. 関係団体との連携

現地関係団体 3 団体と連携し、小中学校を通してのインクルーシブ教育の大切さや中学校で特別な支援が必要な子どもが直面する課題や必要な支援についての講演会、パネルディスカッション、子どもの声や考えを反映した絵や作文コンテストなど、それぞれ 3 回ずつ、計 9 回の啓発イベントを実施する。

活動 4. インクルーシブ教育を推進するための政策提言

活動 4 の目的は、全国の公立学校において、特別な支援が必要な子どもの自立と社会参加を促すインクルーシブ教育体制を、本事業から得られた良い実践やエビデンスをもとに、政策レベルに反映させることである。特に、中学校におけるインクルーシブ教育の整備、教科書やテストの特別措置等（「合理的配慮」）の実施、個別指導計画の引き継ぎ管理体制についての法整備、学校での子どもの心理的な支援や発達支援について政策提言を実施する。下記、年次ごとの活動の概要である。

1 年目：インクルーシブ教育の法整備についてのベースライン調査を実施する。また、インクルーシブ教育調整委員会が、対象地域の実践に基づいた学びを取りまとめる。専門家グループでは、開発する教職員、保護者や専門家向けガイドラインに対する助言を得る。事業ワーキンググループでは、対象 8 校の学びや良い実践を収集する。

2 年目：インクルーシブ教育調整委員会が、対象地域における実践に基づき、必要な教育整備や法整備の政策提言をする。専門家グループでは、開発する教職員、保護者や専門家向けガイドラインの改訂に対する助言を得る。事業ワーキンググループでは、対象 16 校の学びや良い実践の収集をする。

3 年目：専門家グループや事業ワーキンググループの提案をもとに、インクルーシブ教育調整委員会を通して、必要な教育整備や法整備の政策提言を実施し、事業の継続性を高める。 1 年目の詳細な活動内容は以下の通り： 4.1. 小中連携や中学校におけるインクルーシブ教育の法整備についてのベースライン調査 対象公立学校 8 校とモンゴルにおける小中連携や中学校におけるインクルーシブ教育の法整備についてのベースライン調査を実施する²⁴。 4.2. キックオフワークショップの開催 4.2.1. ウランバートル市 ウランバートル市にて、事業開始時に関係機関や対象公立学校 6 校に向けてキックオフワークショップを開催し、当会職員が、事業目標、事業活動、それぞれの役割についての説明を行い、教育省、地区教育課、APDC および対象公立学校 6 校と MOU を締結する。会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、参加者が会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。 4.2.2. 地方 ウブルハンガイ県とホブド県各対象地にて、事業開始時に関係機関や対象公立学校 2 校に向けてキックオフワークショップを開催し、当会職員が、事業目標、事業活動、それぞれの役割についての説明を行い、県教育課、対象公立学校 1 校ずつと MOU を締結する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。 4.3. インクルーシブ教育調整委員会 4.3.1. ウランバートル市 教育省が議長となり、ウランバートル市で、教育省教育政策局、およびその他関係機関から計 18 人が参加し、事業の持続性に関する事項（「(7) 持続発展性」参照）について協議する機会を半日間、年 3 回設定する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。 4.3.2. 地方 県教育課が議長となり、ウブルハンガイ県とホブド県で、それぞれの県の社会福祉政策局、教育文化局、LLEC、社会福祉局、家庭・子ども・若者支援局、APDC、障害児の教育・社会福祉・健康委員会の代表者からなる計 15 人が参加し、地方レベルでの事業の持続性に関する事項について協議する機会を半日間、年 4 回設定する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。 4.3.3. 政策提言ワークショップ 教育省が議長となり、ウランバートル市で、教育省教育政策局、インクルーシブ教育を実施するアジア開発銀行、ユニセフ、JICA およびその他関係機関から計 20 人が参加し、インクルーシブ教育に関する規程の作成や見直しをするためのワークショップ
--

²⁴ この活動は、活動 1.1.、2.1.、3.1. と併せて実施する。

を 1 日間、年 2 回開催する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、ワークショップに集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

4.4. 専門家グループ

ウランバートル市にて、国立教育機構特別支援課、国立教育大学、地方教育委員会、教職員養成機構、特別学校、非営利団体の代表者からなる計 10 人が、当事業で開発した研修教材、ガイドラインやモニタリングツールのレビュー、研修や学校現場の視察を行い、専門的助言を当会職員、対象学校に向けて行う機会を、半日間、年 5 回設定する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

4.5. 事業ワーキンググループ

4.5.1. ウランバートル市

ウランバートル市にて、半日間、年に 10 回、対象公立学校 6 校の教職員の代表者が、事業活動の進捗状況を確認し、活動から得られた成果や学びを当会職員や対象学校間で共有する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

4.5.2. 地方

ウブルハンガイ県、ホブド県のそれぞれの対象地において、半日間、年に 10 回、対象公立学校の教職員の代表者が、事業活動の進捗状況を確認し、活動から得られた成果や学びを当会職員や対象学校間で共有する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、飲料や茶菓子を提供する。参加者が話し合いの際に必要なペン、紙やテープなどの文房具も提供する。

4.6. 意見交換会

ウランバートル市にて、事業終了前に 1 年間の成果と学びを共有するため、関係機関や対象校に向けて、意見交換会を実施する。なお、参加者が会場内で休憩を取り、時間を効率よく使用し、かつ、会合に集中できる環境を整えるため、食事、飲料や茶菓子を提供する。参加者が会合の際に必要な筆記具、ノートなどの文房具も提供する。

裨益人口

直接裨益者数：【1 年次】8,881 人（小中学校教職員 598 人、小中学校生徒 7,150 人、生徒の保護者 940 人、関係機関職員 193 人）【2 年次】17,719 人（小中学校教職員 1,196 人、小中学校生徒 14,300 人、生徒の保護者 1,880 人、関係機関職員 343 人）

【3 年次】17,719 人（小中学校教職員 1,196 人、小中学校生徒 14,300 人、生徒の保護者 1,880 人、関係機関職員 343 人）

間接裨益者数：【1 年次】5,337 人（小中学校教職員 300 人、小中学校生徒 5,037 人）

【2 年次】10,674 人（小中学校教職員 600 人、小中学校生徒 10,074 人）【3 年次】11,274 人（小中学校教職員 1,200 人、小中学校生徒 10,074 人）

※裨益者数は年次をまたいで重複あり。

(6) 期待される成果と成果を測る指標	1 年目の期待される成果と成果を測る指標は以下の通り： 1. 特別な支援が必要な小学校 5 年生の中学校進学に向けた支援 成果 1) 対象の公立学校に通う特別な支援を必要とする 5 年生の中学校進学のための準備が整う。 成果 1 の指標) 対象の公立学校 8 校に通う、特別な支援を必要とする 5 年生 110 人の 60%以上が、中学校進学のための準備ができていることが示される。 〔確認方法：準備プログラムの事前・事後質問紙や子どもや教職員への聴き取り調査〕 2. 公立中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた環境整備 成果 2) 対象の公立中学校で、インクルーシブ教育を推進するための環境が整う。 成果 2 の指標) 対象の公立中学校 8 校の教職員 467 人の 60%以上が、中学校でインクルーシブ教育を推進するための環境が整ったとの認識を示す。 〔確認方法：研修の事前・事後質問紙、授業観察、教職員や子どもへの聴き取り調査、供与した学習教材等の使用状況についての記録〕 3. 保護者の子育て支援 成果 3) 対象公立学校に通う子どもを持つ保護者および非就学児の保護者が、子どもの心身の健康や教育を支援するための知識を身に付ける。 成果 3 の指標) 対象公立学校 8 校に通う子どもを持つ保護者および非就学児の保護者 900 人の 60%以上が、子どもの心身の健康や教育を支援できると答える。 〔確認方法：活動実施前後のアンケート、保護者や子どもへの聴き取り調査〕 4. インクルーシブ教育を推進するための政策提言 成果 4) 小学校から中学校までの特別な支援が必要な子どもの自立や学校参加を推進するための体系的なインクルーシブ教育制度が構築される。 成果 4 の指標) 教育省、国立教育大学、教職員養成機構などの政府・公共機関により、第 1 学年から第 9 学年までの教育期間における一貫したインクルーシブ教育システム構築に向けた法規制整備のためのワークショップが、少なくとも 2 回以上実施される。 〔確認方法：上記措置に関する法関連文書の作成状況の報告、ワークショップの開催数、インクルーシブ教育調整委員会会議の議事録〕
(7) 持続発展性	1. 先行事業で設置した「インクルーシブ教育調整委員会」を通して、インクルーシブ教育に関する規程策定の審議プロセスに参加し、政策決定者に対して、以下の提言を行うことで、事業活動の持続発展性を確保する予定である： - 義務教育期間における教科書の「合理的配慮」の実施（特別な支援が必要な子どもに対応した教科書の作成と配布など） - 全国統一テストでの特別な支援が必要な子どもへの特別措置等の「合理的配慮」の実施（特別な支援が必要な子どもに対応したテスト用紙の作成、時間配分など） - 特別な支援が必要な子どもが地域で切れ目のない支援を受けるための個別指導計画の引き継ぎなどの管理体制の整備 - 学校での子どもの心理的な支援や発達支援 裨益者の現場での「声」を政策決定者に届け、今後の国家計画の策定や予算配当といった国レベルでの決定事項に反映させていく予定である。これにより、将来的に

政府により持続的に義務教育期間を通したインクルーシブ教育推進が実施されていくことを目指す。

2. 就学前から学齢期、社会参加まで、特別な支援が必要な子どもが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指す。そのためには、先行事業で対象となった公立小学校 16 校と隣接する中学校 16 校で学ぶ生徒への心理的な支援や進学・就職支援などを含んだ包括的なインクルーシブ教育体制を強化し、労働や福祉などの関係団体との連携を促進することで、前事業で既にインクルーシブな環境で学んできた 5 年生の子どもたちが、中学校では、より充実した環境で学ぶことができ、義務教育期間を通して、切れ目のない個に応じた指導や支援を受けることとなる。対象地域で義務教育期間を通したインクルーシブ教育のモデル校として地域の他の学校への教職員の能力強化、特別な支援が必要な子どもの支援などの役割を果たし、特別な支援が必要な子どもを就学前から社会参加まで支える、持続的なインクルーシブ教育の推進に貢献することが期待できる。
3. 生涯学習センターでは、学習に遅れのある子どもを支援するための知見や人材がある。そのため、中学校への準備プログラムの開発と実施を、同センターの教職員を巻き込んで行うことで、現場のニーズに即した教材の開発ができる。当会が 2012 年から 2017 年の間に実施した Japan Social Development Fund (JSDF) 事業「モンゴルの地方に住む最も脆弱な子どものための教育改善事業」で地方に住む 8 歳から 10 歳の非就学児に向けた補習教材を、生涯学習センター教職員と連携して開発し、現在でも同教材は生涯学習センターで活用されている。同教材は、小学校第 1 学年から第 3 学年までのモンゴル語と算数の学習を保護者の支援を得て家庭で学ぶためのものであり、これをもとに第 4 学年から第 5 学年の教材も開発して、第 1 学年から第 3 学年の教材と合わせ、小学校 5 年間を通した補修学習教材を開発することで、第 6 学年で中学校進学前に学び残しがある子どもの学びを支援する包括的な教材が完成する。生涯学習センターでの知見や人材を積極的に活用することで、事業終了後も、モンゴルの関係機関が主体的に中学校へのインクルーシブ教育の実施に関わることを目指す。
4. 本事業で開発し、試行された中学校教職員向け研修教材などの公式な認定を、モンゴル教育省、国立モンゴル教育大学や教職員養成機構から受ける。このことにより、事業終了後も中学校教職員向けの研修カリキュラムに本事業の研修内容が反映され、全国レベルにて中学校の教職員が、インクルーシブ教育の理解を深め、継続的に現場で実施することが期待できる。

・事業効果の維持

事業で供与した資機材、学習教材、設置した障害児用トイレ、校内の手すりやスロープについて記載した学校向けマニュアルを作成し、対象校が事業終了後も適切に維持・管理ができるようにする。また、教育支援事業の継続性のため、事業のインクルーシブ教育調整委員会による活動、事業で開発した研修教材を教育省や教職員養成機構に引き継ぎ、現場の教職員の実践を継続的に支援する。

・事業の事後状況調査について

事業対象校を視察し、事業で供与した資機材、学習教材の使用状況の調査、および、教職員への聴き取り、授業観察や特別な支援が必要な子どもについての情報の引き継ぎ制度の調査にて、本事業の持続発展性を確認できる。